

# 建退共制度の運用方法と 発注者による普及徹底のための措置 及び履行状況の確認について

## 独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

〒170-8055東京都豊島区東池袋1-24-1(ニッセイ池袋ビル20階)

電話: 03(6731)2831 FAX:03(6731)2895

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>

支部名

〒700-0827

岡山県岡山市北区平和町5番10号 岡山建設会館1階

建設業退職金共済事業岡山県支部(建退共岡山県支部)

電話 086(225)4133

FAX 086(225)5392

<http://www.okayama-kentaikyo.jp/>

### 建退共制度のあらまし

建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)は、昭和39年10月に中小企業退職金共済法の改正によって、建設現場で働く労働者の福祉対策の一環として設けられました。この制度は、建設現場労働者が事業主を転々とかえても建設業という一つの業種に就労する特殊な雇用形態に鑑み、建設業の仕事に従事しなくなったとき、各事業主の雇用した期間を全部通算して退職金が支払われるというもので、いわば**建設業界内の退職金制度**です。

本制度は、この法律によって設立された独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)が全責任をもって運営しておりますので、安全かつ確実です。

なお、**公共工事では、建退共制度の掛金相当額は工事費の中に現場管理費の一部として含まれています。**受注者は、建退共制度への加入、共済証紙、または、電子申請による退職金ポイントの購入等について適切な対応を行うことが求められます。

## [建退共制度の運用方法について]

証紙貼付方式または電子申請方式を採用するかは原則、工事ごとに元請が選択します。証紙貼付方式を選択した場合は、退職金の掛金は、事業主が労働者の持っている共済手帳に共済証紙を就労日数に応じて貼付し、消印することにより(掛金助成手帳については、掛金助成欄の消印も併せてすることにより)納付されます。電子申請方式を選択した場合は、購入した退職金ポイントから、事業主が建退共に報告した被共済者の就労状況に基づき掛金として充当されます。この事業主が負担する充当掛金については、全額免税措置が講ぜられております。

退職金の額は、貼付された共済証紙、消印された掛金助成欄及び電子申請により掛金納付された合計日数を21日分で1カ月とし、その納付月数により「退職金早見表」P5の表のように支給されます。

掛金となる共済証紙及び退職金ポイントの購入額については、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙枚数または退職金ポイント数を購入することとなります。

なお、就労予定日数の的確な把握が困難である場合には、機構が定めた「掛金納付の考え方について」(P4)を参考にしてください。

## [発注者による普及徹底のための措置について]

中央建設業審議会(建設大臣の諮問機関)は、昭和40年建設労働者の労働条件が工事施工面に重大な影響を及ぼすとの理由から、入札参加業者の選定に当たって「労働福祉の状況」を考慮するよう勧告しました。

平成6年度からは経営事項審査において「労働福祉の状況」の一項目として「建退共制度への加入の有無」が客観的評価対象となりました。

公共工事の発注者である国土交通省をはじめとする多くの国の機関、地方公共団体等においては、建退共制度の普及徹底を図るため、次のような措置を講じております。

### (1) 掛金の積算

(イ) 国土交通省においては、直轄工事に依る工事費の中に掛金相当額を現場管理費の一部として積算しており他の省庁、旧公団等においても、同様の積算措置が講じられております。

(ロ) 昭和41年度からは補助事業に係る工事費の中に掛金相当額を積算することとし、都道府県及び指定都市に対し通達されております。

なお、これを受けて各都道府県は、管内の市町村に対し同趣旨の通達を出しております。

### (2) 加入履行の促進措置

(イ) 公共工事の受注に必要な経営事項審査において、建退共制度への加入の有無及び建退共制度の適正履行を確認するため「経営事項審査用建設業退職金共済事業加入・履行証明書(様式第103号)」P5[図1]を提出(提示)させております。

また、建設業者からの指名願に際しても、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」を提出させております。

なお、機構では、「経営事項審査用建設業退職金共済事業加入・履行証明書」発行の際に共済手帳及び共済証紙の受払いの状況を明らかにした「共済手帳受払簿(様式第029号)」P5[図2]及び「共済証紙受払簿(様式第030号)」P7[図8](写し)等の添付を義務づけ履行状況の確認を行っております。

当該「共済証紙受払簿」(写し)は、工事を発注した機関が必要に応じて閲覧することができますので、建退共各都道府県支部にお問い合わせください。

## [履行状況に関する発注機関の確認等]

### (1) 工事契約時

- (イ) 工事契約を締結した場合は、証紙貼付方式を選択した事業主からは、購入の際に金融機関が発行する「掛金収納書」P6[図6]（「掛金収納書提出用台紙(様式第033号)」P7[図7]に貼り付けたもの）を契約締結後1ヶ月以内に、また、電子申請方式を選択した事業主からは、退職金ポイント購入の際に建退共が発行する「掛金収納書（電子申請方式）」P8[図10]を原則として契約締結後40日以内に提出させております。その際、「掛金納付の考え方について」(P4)記載内容の確認を行います。
- (ロ) 請負契約の増額変更や対象労働者の就労日数が予定より増加した等により共済証紙もしくは退職金ポイントが不足する場合は、追加購入し、当該購入に係る掛金収納書を工事完成時まで提出させております。
- (ハ) 工事発注の現場説明において、共済証紙購入及び共済手帳への共済証紙の貼付・消印、または、退職金ポイントの購入および掛金充当の必要性等を説明事項としております。
- (ニ) 受注業者が工事を下請業者に施工させる場合は、共済証紙または退職金ポイントをまとめて購入して、下請業者に交付・充当すること等を勧奨しております。購入にあたり、受注業者は下請業者から「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書(建退共事務受託様式第6号)」P6[図4]の提出を求め、必要な掛金購入額を合理的に算定します。
- (ホ) 共済証紙の貼付状況及び退職金ポイントの購入状況など掛金充当状況を把握するため必要があると認めるときは、「工事別共済証紙受払簿(様式第032号)」P7[図9]、「掛金充当書」P8[図11]、その他関係資料の提出を求めることがあることとしております。また、建退共制度に加入していなかったり、共済証紙の購入、貼付・消印、または退職金ポイントの購入、掛金充当が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあることとしております。
- (ヘ) 工事発注の都度、受注業者に対し「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識(本部見本)」P8[図12]を掲示させることとしております。

### (2) 工事完成時

工事完成時、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表(様式第031号)」P5[図3]及び「工事別共済証紙受払簿(様式第032号)」P7[図9]の提示を求め、共済証紙または退職金ポイント購入日数が掛金充当日数と著しく乖離していないか掛金収納書の内容と照合し、履行状況の確認を行います。なお、必要に応じて、「掛金充当書」P8[図11]や「被共済者就労状況報告書(建退共事務受託様式第4号)」P6[図5]の提示を求めるなど、特に注意して確認を行うこととし、購入日数に対し、充当日数が大幅に下回る場合は、対応について聴取を行うこととしております。

### (3) 履行確認後の対応等

履行状況を確認した結果、著しく不適切な処理を行っていた場合、元請事業主に対して本来講ずべき措置を適切に講じるよう指導を行い、それでもなお、改善が見られない場合においては、必要に応じて許可行政庁において建設業法第41条に基づく指導・助言・勧告等の措置を講ずることになるので、その旨を許可行政庁に通知することとしております。

**貴職におかれましても建退共制度の趣旨をご理解いただき、制度の普及徹底のための特段のご協力をいただきますようお願いいたします。**

**共済証紙及び退職金ポイントの購入については、  
対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握し、  
それに応じた額を購入することとなっております。**

上記の的確な把握が困難な場合は、下表を参考にしてください。

なお、これによって算出された購入額は、総工事費に対する参考値であることに留意してください。

《掛金納付の考え方について》

下記は、総工事費に占める共済証紙購入または退職金ポイント購入の割合について、「労働者延べ就労予定日数の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです。

したがって、これを実際に活用する際には、下記に、 $\left[ \frac{\text{対象工事における労働者の加入率(\%)}}{70\%} \right]$  を乗じた値を参考としてください。

工事種別 総工事費	土			木		
	舗 装	橋 梁 等	隧 道	堰 堤	浚 渫・埋立	その他の土木
1,000 ～ 9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000 ～ 49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000 ～ 99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000 ～ 499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住 宅・ 同 設 備	非住宅・ 同 設 備	屋 外 の 電 気 等	機 械 器 具 設 置
1,000 ～ 9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 ～ 49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 ～ 99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 ～ 499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注)総工事費とは、請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいう。

《退職金早見表》

(単位:円)

掛金納付月数	掛金額	退職金額
1年(12月)	80,640	24,192
(18月)	120,960	49,728
(23月)	154,560	78,624
2年(24月)	161,280	161,280
5年(60月)	403,200	414,087
10年(120月)	806,400	893,559
15年(180月)	1,209,600	1,409,319
20年(240月)	1,612,800	1,933,479
25年(300月)	2,016,000	2,474,439

(注)

- この早見表は、最初から月額320円ではじめた人の場合、証紙252日分を1年と換算して計算した退職金の額です。
- 320円になる前から掛金を掛けている人の退職金は、それぞれの掛金日額に応じて別に計算されます。
- 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。
- 掛金納付月数が12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となります。

【図1】《経営事項審査申請用建設業退職金共済加入・履行証明書(本部見本)》

様式第103号 経営事項審査申請用

**建設業退職金共済事業加入・履行証明願**

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。  
年 月 日

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部長 殿

住 所  
申 請 者 名 称  
(共済契約者) 代 表 者  
電 話 番 号

① 共済契約成立年月日 年 月 日	⑩ 直前決算日における直近1か年間の元請から受けた電子申請による掛金充当額 円	
② 共済契約者番号	⑪ 直前決算日における直近1か年間の元請から受けた電子申請による掛金充当額 円	
③ 建設キャリアアップシステム 事業者ID	⑫ 事務受託者番号	
④ 直前決算日における被共済者数 人	⑬ 決算日及び決算期間 年 月 日～ 年 月 日	
⑤ 直前決算日における直近1か年間の手帳変更数 冊	⑭ 工事施工高 (土木) (建築・その他) 公共工事 千円 民間工事 千円 合計 千円	
⑥ 直前決算日における直近1か年間の証紙購入額 円		
⑦ 直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額 円		
⑧ 直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付した証紙の金額 円	⑮ その他 千円	
⑨ 直前決算日における直近1か年間の電子申請による掛金充当額 (自社分) 円		

**建設業退職金共済事業加入・履行証明書**

上記のとおり相違ないことを証明します。

証 第 号  
年 月 日

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部  
本部長

【共済証紙貼付方式・電子申請方式(共通)】

【図2】《共済手帳受払簿》

(様式第029号)

**共 済 手 帳 受 払 簿**

共済契約者番号		住 所		
-		名 称		
		電 話 番 号		
被共済者氏名	被共済者手帳番号	冊目	手帳交付年月日	処 理
			年 月 日	更・本・請・返 年 月 日
決算日現在の被共済者数				人

(注) (1) 「処理」の左側の欄は、  
①更新した場合には「更新」、  
②被共済者が退職し、本人に手帳を交付した場合は「本人」、  
③被共済者が退職し、退職金請求書に添付した場合には「請求」、  
④被共済者が退職し、所在不明のため建退共に返納した場合には「返納」、  
を★ボタンをクリックして選んでその処理年月日を記入してください。  
(2) 既に共済手帳を所持している者を新たに雇用した時は、雇用した年月日を手帳手帳交付年月日に記入してください。

【図3】《建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表》

様式第031号

**建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表**

発注者 \_\_\_\_\_ 年 月 日

受注者 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_

共済契約者番号 \_\_\_\_\_

建設キャリアアップシステム事業者ID \_\_\_\_\_

工事番号および工事名 \_\_\_\_\_

建設キャリアアップシステム現場ID \_\_\_\_\_

工事期間 \_\_\_\_\_  
年 月 日 ～ 年 月 日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

労働者延べ就労日数 \_\_\_\_\_ 人日

本工事に従事した事業者数(元請を含む) \_\_\_\_\_ 者

本工事に従事した労働者数 \_\_\_\_\_ 人

(2) 建退共対象労働者

建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数) \_\_\_\_\_ 人日

採用した方式

電子申請方式  証紙貼付方式

・事業者数(元請を含む) \_\_\_\_\_ 者

・対象労働者数 \_\_\_\_\_ 人

(参考:工事全体の数を記入すること)

・建設キャリアアップシステムによる就業履歴数 \_\_\_\_\_ 人日

・建設キャリアアップシステムの施工体制に登録した事業者数 \_\_\_\_\_ 者

・建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数 \_\_\_\_\_ 人





【電子申請方式】

[図 1 0] 《掛金収納書（電子申請方式）》

**掛金収納書(電子申請方式)**  
(共済契約者が発注者へ)

共済契約者番号		
共済契約者名 (法人または事業主氏名)		
JVの場合は 共同企業体名		

掛金収納書番号  
(お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。)

収納年月日		
-------	--	--

退職金ポイント購入額		
単価	購入日数	購入額
310円 (中小企業用)	日	円
310円 (大企業用)	日	円
合計	日	円

**工事情報**

工事の区分	発注者名
1 公営	元請契約の工事番号および工事名
2 民間	
その他	
総工事費	円
当該工事の退職金ポイント購入の考え方	

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。  
**取扱説明には使用できません。**  
また、公共工事を請け負った場合には、発注官庁等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

(参考)  
**建設キャリアアップシステム登録情報**

本工事を施工する下請負人を含めた建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有) (無)

元請負人の建設キャリアアップシステム事業者ID	(有) (無)
-------------------------	---------

本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無 (有) (無)

本現場の建設キャリアアップシステム現場ID	(有) (無)
-----------------------	---------

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有) (無)

[図 1 1] 《掛金充当書》

(工事完成時に発行) 掛金充当書番号: \_\_\_\_\_

**掛金充当書 (工事別)**

共済契約者 \_\_\_\_\_ 年 月 日

共済契約者番号 \_\_\_\_\_  
建設キャリアアップシステム  
事業者ID \_\_\_\_\_  
工事番号および工事名 \_\_\_\_\_  
工事コード \_\_\_\_\_  
現場ID \_\_\_\_\_

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
**建設業退職金共済事業本部**

電子印鑑

貴社の工事勘定 ( ) から、下記の金額を被共済者の掛金に充当しました。

期間 (西暦年月)	充当日数	充当金額
		退職金ポイント残高

■ 内訳

No.	共済契約者番号	共済契約者名	被共済者数	単価(円)	日数(日)	充当金額(円)	CCUS
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
計							

※ 建設キャリアアップシステム登録事業者は、CCUS欄に「O」印を記載

[図 1 2] 《建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識》

**建退共適用工事**

現場で働く方は、雇用主が建退共に参加していれば、**退職金を受け取ることができます。**

工事名 \_\_\_\_\_ 発注者名 \_\_\_\_\_

元請事業所名 \_\_\_\_\_ 契約者番号 \_\_\_\_\_

**労働者の方へ**

退職金は、掛金納付月数が12月(21日分を1か月と換算)以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、本人へ直接支給されます。  
雇用主が建退共に参加しているか調べることができます。

**事業主の方へ**

退職金制度の適用を受けられますので、**建退共未加入の下請事業主は加入しましょう。**  
共済証紙交付方式以外に電子申請方式も利用できます。退職金共済手帳の更新手続きを忘れずに。

**建退共 事業本部**

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
〒110-8005 東京都港区芝浦4-1-1 ☎ 03(57)12(9261)

(表)

**標識 (シール) 掲示のお願い**

① この標識は、建設工事現場で働く建設業者及び建設労働者の方たちに建設業退職金共済制度に対する意識を高めて頂くために作成したものです。

② この裏紙をはがして、表側の標識を

**工事現場の出入口  
現場事務所  
労働者宿泊施設等**

工事現場で働く方たちの見易い場所に貼り付けて下さい。

(裏)